

城陽市 6 次産業化推進協議会設置要領

(設置)

第 1 条 6 次産業化及び農商工連携の推進を通じた本市特産物の振興にあたり、(仮称) 城陽市 6 次産業化・農商工連携推進戦略(以下「推進戦略」という。)の策定に関して、広く関係機関から意見を聴取するため、城陽市 6 次産業化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会構成員は、次に掲げる事項について、専門的な見地から、市長に対して助言及び情報提供を行うものとする。

- (1) 推進戦略の策定に関すること。
- (2) 特産物振興のために必要な事項に関すること。
- (3) その他、推進戦略に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会は、次に掲げる、本市の特産物振興に係る行政機関、農業及び商工業関係機関、金融機関からの構成員をもって組織する。

- (1) 近畿農政局
 - (2) 京都府山城広域振興局
 - (3) 一般社団法人京都府農業会議
 - (4) 京都やましる農業協同組合
 - (5) 城陽市農業委員会
 - (6) 公益財団法人京都産業 2 1
 - (7) 城陽商工会議所
 - (8) 株式会社京都銀行
 - (9) 京都中央信用金庫
 - (10) 京都信用金庫
 - (11) その他、市長が必要と認めた者
- 2 構成員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は協議会の議長を務めるものとする。

(会議の招集)

第 5 条 協議会は、市長が必要に応じ、これを招集する。

(検討会の設置)

第6条 市長は、推進戦略の策定に際し、6次産業化及び農商工連携の課題や振興方針及び施策等について意見を聴くとともに、6次産業化及び農商工連携の機運醸成のため、特産物の生産・加工・販売等の関係者を対象とした「城陽市6次産業化・農商工連携推進検討会（以下、「検討会」という。）を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会及び検討会の庶務はまちづくり活性部農政課及び商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）8月10日から施行する。